2012年01月11日

JGAP技術委員会（日本緑茶部会） 事務局

JGAP茶2012（パブリックコメント版）に対してお寄せいただいたパブリックコメントと回答

以下の内容は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012（パブリックコメント版）」に対して集まったパブリックコメント（2011年11月30日～12月16日）に対する回答です。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
1		表紙		表紙	会員	「JGAP放射能への対応のガイドライン」に対応していることを明示していない。	表紙に明示する。	【技術委員会の判断：修正必要】 現在協会のHPにある「JGAP放射能への対応のガイドライン」は、日本緑茶（第１版）を補足する追補の形をとっている。今回の2012版は放射性物質のことを関係する管理点に追記しているためガイドライン自体の引用はできない。しかしながら、消費・流通の最大の関心事である“放射性”についてJGAPが対応していることを明記した方がよいと判断し「JGAP放射能への対応のガイドライン」を追記する。
2		表紙の裏		表紙の裏	会員	JGAPの理念が青果物2010とは異なる場所に登場している。	青果物2010にあわせる	【技術委員会の判断：原案のまま】 JGAPの理念は最も重要なものであり,基準書を正しく活用してもらうために1ページ目に配すことは妥当と考える。
3	2	３．適用範囲	2	３．適用範囲	会員	静岡には生葉売りの形態は存在するが、農産物として茶の生葉というものは国際統計・国内統計上存在しない。品目である茶、紅茶、ウーロン茶はあくまで荒茶加工された状態のものを指す。生葉認証を認めるとJGAPとして新たな品目を作らなければならない。残留農薬基準も荒茶・仕上茶にあるため、生葉では検査もできない。従って、あくまで荒茶工場を基本単位と考え、その工場が生葉売り業者を通じて傘下の生葉農家の栽培工程を指導できる団体認証とすればよいのではないか。	顧客へ引渡す商品は“荒茶”と“仕上茶”のみであることを前提に関連する箇所を見直す。	【技術委員会の判断：原案のまま】 生葉の売買が有る以上、生葉という商品は存在するという認識。統計上は生葉も存在する。現在、生葉認証を持つ農場はないが、変化する状勢の中で発生する可能性もある。第1版でも生葉認証を可能としていたので継続する。品目は緑茶とし、残留農薬検査は該当外ではなく実施してもらう。尚、認証書への表記等、今後、総合規則の追加修正が必要。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
4	2	3．適用範囲（3）	2	3．適用範囲（3）	会員	JGAPの対象でない・・・という言葉が不明瞭	総合規則6.5の“JGAP認証農場で生産された農作物”の表現とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
5	2	3．適用範囲（6）	2	3．適用範囲（6）	会員	“JGAPに同意した農場”というのは曖昧ではないか。また、パターンが多すぎないか？	“JGAPに関して団体の方針と指導に従うことを団体と契約した農場”に修正	【技術委員会の判断：修正必要】 シンプルに修正し、パターンは典型的な3つまでとする。
6	6	8．言葉の定義と説明36)	6	8．言葉の定義と説明36)	認証農場	ギャバロン茶を36)ウーロン茶の後に入れて欲しい。		【技術委員会の判断：原案のまま】 ギャバロン茶は緑茶・紅茶・ウーロン茶のそれぞれの製造方法を改良したものであり品目は増やさない。
7	7	8．言葉の定義と説明45)	7	8．言葉の定義と説明44)	会員	①「食品安全危害要因」が青果物2010と若干異なるのはなぜか。 ②また、危害要因の状態の説明でHACCPでは微生物の場合“増殖”がよく使用されるが、この基準にはない。逆に付着と混入は同じ“汚染”でよいのではないか。	①整理して下さい。 ②汚染、増殖、残存　とする。	①【技術委員会の判断：原案のまま】 単に日本語訳の違いであるのでこのままでよい。 ②【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。　→　関連する管理点も修正
8	7	8．言葉の定義と説明 46)47)	7	8．言葉の定義と説明 87)88)	会員	“リスク”、“リスクの検討”は、管理点と適合基準の本文に登場してこないがなぜ用語には入っているのか？	農業者の理解を容易にするためリスクという言葉を使わないですむようにした経緯があるため、8.2の中項目名に（リスク検討）を追加するのみにとどめる。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。 ※今回、荒茶工程と仕上茶工程は危害要因の重点化の検討を追加したが、それがリスクの検討の意図するところであるため。
9	7	8．言葉の定義と説明50)	7	8．言葉の定義と説明11)	会員	飲用水の定義が青果物2010と異なるのはなぜか。	青果物2010と同じにする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。また、放射性物質の基準に適合している水であることも追加する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
10	10	8. 言葉の定義と説明 1.3	10	8. 言葉の定義と説明 1.3	認証農場	「外部契約」「委託」についての定義がない。旧来、農家間で「結い」とも「手間返し」とも呼ばれる忙しい時お互い助け合う風習がある。以前の審査で協議を経て契約農家間での作業を支援しあう事は外部契約ではないと審査された。また、「外部」とは団体以外の業者とも解釈出来ると審査員からコメントもあった。団体認証農家に契約農家以外の作業を請け負う個人・団体の業者が入る場合、また、契約農家間であっても依頼主が一緒に作業をしないで、作業を頼んだ場合など様々な作業パターンが想定されるので、この版で定義して頂きたい。		【技術委員会の判断：原案のまま】 外部委託の定義はJGAP総合規則5.1(1)⑩の※で定義されている。 ※「外部委託」とは、農産物の生産工程に直接係わる作業を外部の事業者に委託することである。残留農薬検査や設備点検や基盤整備や経理業務等は農産物の生産工程ではないので該当しない。事例として以下を参照のこと。 ・播種・定植・防除・施肥・剪定・更新・収穫・摘採・農産物取扱いの工程 従って団体認証の場合に、団体内部の農家同士が作業を委託しあう場合は外部委託とはならない。
11	11	管理点の書き方全般	11	管理点の書き方全般	会員	管理点の表現方法が青果物2010と異なるのはなぜか。 事例1.2.1 青果物=責任と権限が明確になっている 茶＝責任と権限		【技術委員会の判断：原案のまま】 茶の技術委員会として原案の方が分かりやすいと判断した。
12	11	1.1.1	11	1.1.1	普及員	JGAP導入の理由や目的を説明できる者を指定したらどうか。	農場の責任者、作業をする人等	【技術委員会の判断：修正必要】 農場の責任者は・・・を追記する。 ※団体の場合、役割分担で団体事務局が対応できればよいことになるが、各農場が導入目的を理解していないというのは問題であるため。
13	11	1.1.2	11	1.1.2	普及員	茶なので、圃場は茶園と呼称したらどうか。		【技術委員会の判断：原案のまま】 これまで特に違和感はない。農水省ガイドラインも圃場と呼称している。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
14	11	1.1.2	11	1.1.2	会員	清潔な農場は食品を取り扱う施設として必須ではないか。	重要　→　必須にする	【技術委員会の判断：原案のまま】 基本姿勢としての3Sの要求であり、必須にするとどこまできれいにするれば適合なのかが議論になることが予想される。“清潔”というのは食品の世界の場合、微生物的に清潔をいうので余計にややこしい。重要のレベルのままでよい。
15	11	1.2.2	11	1.2.2	認証農場	圃場の地番については、借地のような場合に把握しにくい。大事なことは地図などで特定できること。	「図面か地図と実際の圃場が照合でき、特定できる」 に修正	【技術委員会の判断：修正必要】 “圃場所在地の特定（地番等）”に変更
16	12	1.2.7	12	1.2.7	認証農場	新規圃場のリスク分析で問題があった場合、その対策について実効性を把握できるまでかなり長い時間（例えば1年間）を要すると思われる。	問題に対処していることがわかる。	【技術委員会の判断：修正必要】 “・・・改善可能と判断した場合は、改善を実施し、問題点と改善内容について記録している。”に変更 ※改善効果については翌年以降のリスク検討の中で確認して効果が少なければ再度手を打つことでよいと判断する。
17	13	1.2.9	13	1.2.9	認証農場	農業災害補償制度の“利用可能な場合”について、経済的に負担になるので利用しないというのは適合となるのか？		【技術委員会の判断：原案のまま】 利用可能とは、地域によっては茶が共済メニューにない場合があるので利用したくても利用できないという意味です。経済的に負担であるのでというのは理由ではありません。不適合となっても努力項目なので認証に影響ない。
18	13	1.4.3	13	1.4.3	認証農場	新規に認証を取得する場合は、かならずJGAP指導員がいるか、指導を受けるかしなければならないとも読み取れる。現状の養成制度では、残念ながらJGAP指導員が必ずしもJGAPを充分に理解しているとは言い難い。	「JGAPの適合基準に照らして責任をもって自己点検を行い、記録を残している。」	【技術委員会の判断：原案のまま】 この管理点の意図はJGAPを理解していない者が点検しても意味がない自己点検になってしまうのを防止すること。JGAP認証農場の責任者であるか、JGAP指導員であることをもってこれを防止するということ。JGAP指導員の指導能力に個人差がある問題については別途検討する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
19	14	2.1.1	－	－	認証農場/審査員	＊顧客の要求事項とは消費者なのか？問屋なのか、市場を通したらニーズに応えることはできない。ニーズに応えていたら各工場の特色がなくなる恐れがある。 ＊GAPの範疇を超えて品質に入ってしまっている。	この項目は不要ではないか。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり2.1.1は削除する。これに伴い、2.1.2が2.1.1となり、“2.1.1に基づき”も削除する。
20	15	3.1.2	15	3.1.2	会員	“JGAP認証農産物”とは定義にないが・・・	総合規則6.5の“JGAP認証農場で生産された農作物”の表現とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。E 3.1.3、E 3.2.8も同様に修正。
21	15	3.2.1	－	－	会員	ここで要求している商品への識別は3.3.10荒茶の表示で要求していることと重複している。	3.3.10を3.2.1へ移動させ、元の3.2.1は削除する。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。E 3.1.3も同様に修正。
22	15	3.2.2	15	3.2.2	普及員	荒茶製造ロット　は　荒茶製造ロットNo. でしょうか。		【技術委員会の判断：原案のまま】 ロットの付け方はNo.とは限らないため。
23	15	3.2.2	15	3.2.2	会員	②の“出荷した荒茶を製造した記録”は、3.2.3の①で分るので必要ないのでは？	②を削除	【技術委員会の判断：原案のまま】 つながりについての要求であるため3.2.2の内部に必要。
24	15	3.2.3	15	3.2.3	会員	②の“製造に使用した生葉を受入れた記録”は、3.2.4の①で分るので必要ないのでは？	②を削除	【技術委員会の判断：原案のまま】 つながりについての要求であるため3.2.3の内部に必要。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
25	16	3.2.3/3.2.4	15、16	3.2.3/3.2.4	認証農場	個人工場では生葉数量を計量しない場合があり、3.2.3 4)と3.2.4①5)の生葉数量は特定できない。	荒茶数量だけで良いのではないか。また、圃場が分ればいいのではないか。	【技術委員会の判断：原案のまま】【3.3.7を修正】 JGAPではない生葉を混ぜて荒茶製造をすることを防止する観点からも生葉数量は必要です。但し、個人工場の場合は生葉の商取引が発生していないため、3.3.7の秤の定期検査は法的に不用ですので修正します。また、例えば秤が無くても、トラック何台分という把握でも構わない。
26	16	3.3	16	3.3	会員	3．3商品管理　というブロックの中に残留農薬検査や放射性物質の検査があることが分りにくい。	見出しを“3．3商品管理・残留農薬検査・放射能検査” とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
27	16	3.3.1	16	3.3.1	認証農場	①の商品の種類と要求事項　の要求事項とは具体性がなく意味がわからない。		【技術委員会の判断：修正必要】 以下のように修正 ① 商品の種類・規格の管理（品目、品種、被覆等の栽培方法、摘採方法及び摘採時期、製造方法等）
28	16	3.3.2-3.3.4	16	3.3.2	会員	管理点に（放射性物質等）とあるが、放射性物質以外に何があるのか？	“等”は削除する。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
29	16	3.3.2-3.3.4	16	3.3.2	会員	放射性物質の基準は現在見直し中であり、仕上茶の飲用段階での基準となる方向。生葉や荒茶には公的な基準がなくなる中で、“行政からの出荷制限”というのは存在しなくなるのではないか。 尚、3.3.4は努力になっているが、放射能は現在もっとも関心あることで、更に基準値も厳しくなったため努力では甘い。	3.3.2-3.3.4を一つにまとめ、以下のようにする。 「自分の出荷する商品に対して、放射能に対する安全性を説明できる。説明手段には、例えば、自分の圃場が属する地方公共団体の見解や自主検査結果の引用がある。」	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。 また、併せてE3.3.14①では「管理点3.3.2の荒茶での放射能の安全性が説明できない場合、仕上茶の放射能検査を実施し、基準を満たしていることが記録で分かる。」とする。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
30	16	3.3.6	17	3.3.4	会員	青果物2010は、残留農薬検査の計画の文書化を要求しているが、なぜ茶はないのか？	青果物2010にあわせる。	【技術委員会の判断：原案のまま】 残留農薬に対する品目は“茶”しかなく、青果物のように多くの品目を作付けするわけではないので、計画の文書化までは不用と判断する。
31	16	3.3.7	17	3.3.5	会員	残留農薬検査のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ方法の記録は3.3.6の要求ではないのか？	3.3.6での要求とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
32	17	3.3.8	17	3.3.6	認証農場	②の日本GAP協会が推奨する検査機関を増やして欲しい（少なくとも都道府県に1箇所は欲しい）		【技術委員会の判断：原案のまま】 継続課題とする。
33	17	3.3.9	17	3.3.7	認証農場	計量器は2年に1回検査することが計量法で義務付けられている。		【技術委員会の判断：修正必要】 ①定期的に確認→定期的に検査　に変更
34		3.3.9	17	3.3.7	審査員	②風袋を考慮して計量　③茶こぼれがない・・・ ここまで書く必要があるか？もう少しスッキリさせた方がよい。		【技術委員会の判断：修正必要】 現状の②③は削除し、②計量法を満たす計量の実施している　を要求する。（これには計量誤差を含む）
35	19	4.1.2	－	－	会員	客土の安全性の項目は第1版、青果物2010にもないが必要なのか。	4.1.1に“客土”も含めて要求する。4.1.2は削除	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
36	20	4.2.1	19	4.2.1	会員	茶工場で使用する水の管理は8.1.1の管理運営基準に含めていることは分るが、ここに別に切り出した方がよいのでは？	4.2.3を新規に設定して、茶工場で使用する水の安全性を確認する管理点を追加する。	【4.2.1は原案のまま】 青果物の場合は、特に病原性大腸菌のリスクが高いことより設定しているが、茶の場合はそのリスクは低いため、管理運営基準のみでよいと判断した。 ※但し、降灰の洗浄工程に使用する水については管理が必要であるため、参考ページに追加する。また、用語の定義50)飲用水に放射性物質の基準を満たしていることを追記する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
37	20	4.3.3	20	4.3.3	普及員	苗の出所や定植の記録ですが、「過去の定植分」の記録が無いのはやむを得ないことが分かる表現にする方がよいのでは。		【技術委員会の判断：修正必要】 過去1年間で定植した苗に限ることを追記する。
38	21	5.1.1	20	5.1.1	会員	施肥責任者について、1.2.1は必須なのに5.1.1が重要でよいのか？	①は削除して重要のままとする。	【技術委員会の判断：原案のまま】 ①は責任者の責任内容が、②は責任者の条件が規定してあり、1.2.1とは要求するものが異なる。
39	21	5.1.3	20	5.1.3	認証農場	茶の場合、C/N比と微量要素を診断するのは一般的ではない。静岡県では検査メニューとして提供していない。	C/N比と微量要素は削除	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり削除とする。
40	21	5.1.5	－	－	会員	茶では特に生活排水や堆きゅう肥由来の病原性細菌が食品安全上問題になっていない。仮にあったとしても、4.2.1や5.1.7からも読み取れるため特別切り出す必要はない。	削除とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり削除とする。
41	21、22	5.	20-22	5.	技術委員	5．の項について；茶園では稲わら等の敷き草施用が励行されているが、近年では稲わらの入手がままならず、山の下草や古い畳・古いこも等が使用される例が多くなっている。パブリックコメント版には敷き草の表示なく、肥料等で読むことになっているが、例示の土壌改良材、土壌活性剤、堆厩肥のどれにもなじまない気がする。有機JASでは自衛隊演習場からの刈り草は使用できないと聞いたことがある。敷き草についても安全性を確認することが重要と思われ、“敷き草”の文字を明記した方がよい。	5．、5.1、5.2、5.3　5.4　各項のタイトル肥料等（　）の堆厩肥の後に敷き草等　を追加 5.1.7　管理点　の項を　特殊肥料、敷き草、その他資材の安全性　とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 ・提案どおり修正する。（放射性物質の観点からも必要） ・用語の定義　9頁の78)肥料にも敷き草を追加して整理する。 ・5.1.6の安全性の確認に、“原材料の産地を含む由来”を追記する。 ・5.3.1施肥の記録　を敷き草にも対応できるように修正する。（成分寄与ないため）

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
42	22	5.2.2	－	－	審査員/会員	葉面散布について、食の安全の側面として実施時期を制限する根拠が明確ではない。	削除する。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり削除とする。（農薬散布と間違われることが消費者へのイメージダウンになるということが主な設定理由であるが、法的根拠はなく、地域の内規として運用すればよい）
43	22	5.4.3	21	5.4.3	会員	青果物2010では、農薬入り肥料・石灰窒素は農薬の保管と同等であることを努力として要求しているが、なぜ茶はないのか？		【技術委員会の判断：原案のまま】 茶で農薬登録されている肥料は生石灰のみ（ボルドー液製造に使用）、石灰窒素は茶では肥料登録のみとなっており、農薬ではない。これらは①で特に水濡れ防止を追記して肥料としての保管上の注意を喚起している。
44	23	6.1.3	22	6.1.3	認証農場	「削減している」と明記すると、削減していなければ不適合。突発的な病害虫の発生やその他の理由によって削減できない場合もあると思わるが、その点が考慮されているか疑問。	「・・・削減に努めている」 とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
45	24	6.1.4	23	6.1.4	会員	日本では登録がとれていなくても海外では使える農薬があるが、それを海外の農場が使うのはどうなのか。台湾の農場で日本に登録がない農薬を使用し、残留基準を満たしていたときはどうなのか。日本に登録がない農薬を使ったというのは日本の禁止農薬を使ったということか。		【技術委員会の判断：原案のまま】 指摘の例でいえば、台湾の生産者が農薬を使用する場合、日本に登録がなくても台湾で登録されていれば問題はない。日本で登録がない農薬と日本の禁止農薬は別である。
46	24	6.2.3	23	6.2.3	会員	②の農薬散布器具の洗浄確認は、6.3.2と重複していないか？		【技術委員会の判断：原案のまま】 農水省のガイドラインでの要求であるため。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
47	25	6.2.7	24	6.2.7	認証農場（2件）	＊最終有効期限を過ぎた農薬を使用してはいけない（必須）となると、小規模農家は経済的に厳しい。法的には努力項目になっている。青果物2010でも、6.2.7②で“使用する農薬の最終有効年月を確認している”にとどまり、使用禁止までは要求していない。 ＊有効期限が１～２年過ぎても成分や効果は変わらないのでは？指導機関に相談して許可が下りれば使ってもよいのでは？	削除するか、努力にする。	【技術委員会の判断：修正必要】 法的な位置づけも考慮し、必須から重要にする。
48	25	6.3.1	23	6.3.1	認証農場	②残液処理について方法を特定しているので、これ以外の処理方法を行った場合不適合。自宅の庭木に散布することもある。また、散布むらへの散布は二度がけへのリスクもあり、明言するのは避けた方が無難。	「残液が発生した場合には、農作物や水源に危害が無い方法で処理している。」	【技術委員会の判断：修正必要】 “・・・地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で乾かないうちに散布むらの調整に使用している。さらに残液がある場合は、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。” とする。 ※廃棄物処理法の関係で本来は圃場で撒ききる。その意味で散布むらでの調整は削除できない。また、農作物や水源に危害がなくとも例えば公園の空き地に捨てられたら困るので、自分の管理する場所は削除できない。方法についてはご提案どおり限定しないようにした。
49	25	6.3.2	24	6.3.2	技術委員	①で“スプリンクラーの場合はエアーブローでも構わない”とあるが、エアーブローのみでは十分とは言えない。農水省のガイドラインでも洗浄することを要求している。	例外は設けずに削除する。 ※スプリンクラー防除をした後に通水することは可能なはず。配水管を通水する程度の多少の散水であれば農薬効果は落ちないので大丈夫。	【技術委員会の判断：修正必要】 ①の“スプリンクラーの場合はエアーブローでも構わない”は削除する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
50	25	6.3.2	24	6.3.2	会員	農薬散布機の洗浄不足による残留農薬基準値違反は原因の3位となっており、重要ではなく必須ではないか？	重要　→　必須にする	【技術委員会の判断：原案のまま】 茶では多くの生葉が混ざって荒茶になることから、散布機の洗浄不足が原因とはなりにくい。また、青果物2010でも重要であるため、茶でいきなり必須にすると整合が取れない。
51	25	6.3.2	24	6.3.2	認証農場	散布設備を洗浄する場所を特定することを要求しているが、農場の規模や位置によっては何箇所もある場合もあるが、特定しないとダメか？	特定　→　削除	【技術委員会の判断：原案のまま】 複数あっても、6.3.3の洗浄液の廃棄に危害がない場所を特定しておく必要がある。
52	26	6.3.3	24	6.3.3	認証農場	6.3.1に同じ。 洗浄液を散布むらへ散布したり灌水したりすることは、希釈倍数が違う農薬散布を行ったことになる上、有効成分の耐性を付けることにもなりうるとの判断にてGLOBALGAPでは不適合。	「洗浄液は、農産物や水源に危害が無い方法で処理している。」	【技術委員会の判断：修正必要】 “・・・地方公共団体の指導がない場合には、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。” とする。 ※ご提案のとおり
53	27	6.4.6	26	6.4.5	認証農場	農家の倉庫は夏場はかなり高温になる。冷涼とは具体的にどれくらいのことをいっているのか。	「直射日光が当たらない場所で、ラベルで要求されている場合には温度条件が保たれている。」	【技術委員会の判断：原案のまま】 “冷涼・乾燥した場所”は農水省ガイドラインを引用した。直射日光が当たらなくとも高温になることはあり得る。意図が分れば良いと判断した。
54	28	6.4.9	26	6.4.7	審査員	農水省ガイドラインでは農薬購入伝票必要となっているが・・・		【技術委員会の判断：原案のまま】 ②に農薬の購入伝票と農薬使用記録に基づいて・・・とあるので、必要な記録として保管されることとなる。
55	28	6.4.9	26	6.4.7	認証農場	③開封されたものは流出防止対策がしてあり、一目瞭然のはず	削除	【技術委員会の判断：修正必要】 “③ 開封された農薬から先に使用できるように管理されている。”とする。 ※意図するところが表現されていなかった。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
56	28	7.	27、28	7.	審査員	7.のタイトルの摘採・生葉運搬・生葉引渡し工程に、被覆を追加した意味が分かりません。被覆作業は、栽培管理作業の一環です。	ここでは摘採（収穫）以降の工程に焦点を合わせるべきでしょう。被覆に関する異物混入を考慮してのことかもしれませんが、これを言い出したらキリがないかも知れません。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。被覆材を剥ぐ作業は摘採直前に実施されるが、摘採時のリスク検討として被覆材やピンチの残存を特定して対処すればよい。目次も修正。
57	28	7.1	27	7.1	認証農場	個人の自園自製の農家でも文書化しないとだめなのか。作業場所、機械・器具も？何のために文書化して明確にするのか。そこでのリスクを洗い出すためにまずは明確にするというのではないのか。	「被覆・摘採・茶工場までの生葉運送・茶工場での生葉引渡し（投入）までの作業工程を網羅した衛生管理手順がある。」	【技術委員会の判断：原案のまま】 第1版の6.1を分解して7.1と7.2に具体的にしただけであり、第1版と変更はなく、個人の場合でもリスク検討の記録（文書化）は要求している。
58	29	8.1.1	28	8.1.1	認証農場	ガイドラインとして“茶製造における一般衛生管理のポイント”が示されている。これまでガイドラインは適合基準と同じ扱いとなっていたが、これを全て審査員が確認するのか？そんな時間あるのか？審査工数・料金が上がるのか？	8.2のリスク検討の参考として見る位置づけにしたらどうか	【技術委員会の判断：修正必要】 ”管理運営基準を把握し実践している。”ではなく、”管理運営基準を把握し、管理点8.2.2の検討の参考にしている。”とする。 また、ガイドラインではなく“参考ページ”とする。また、“実際には所属する自治体の条例に従って下さい”も紛らわしいので削除。
59	31	9.1.1	30	9.1.1	会員	地域の取り決めや地方公共団体の指導に従うのは必須ではないか	努力　→　必須にする	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
60	32	10.1	31	10.1	会員	土作りは努力でよいのか？	努力　→　必須にする	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
61	33	11.4	32	11.4	認証農場	道路でも私道であれば問題ない。	“公道”に修正し、レベルを努力→重要にする	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
62	33	12.1	32	12.1	認証農場	廃棄物の処理方法について「一覧表に書き出し」と特定しなくてもよいのでは。	「・・・廃棄物を特定し、適切な処理プランがある」	【技術委員会の判断：原案のまま】 処理プランと一覧表は同じものを示していると考える。文書名はなんでもよい。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
63	35	14.4	34	14.4	会員	“適切に堆肥化された・・・”の適切とはどうすれば良いのか具体性に欠ける。	“発酵熱による外来雑草種子等の殺滅に留意している。” とする。（農水省GAPガイドライン参考資料より）	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
64	35	14.6	34	14.6	認証農場	環境保全の事例が茶生産者に相応しくない。	例えばの後を“圃場及び圃場周辺の生き物調査。希少な在来動植物の保存活動。”とする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
65	36	15.1.3	35	15.1.3	会員	労働安全対策はもう少し具体性があるとよい。	農水省ガイドラインに農水省の「農作業安全のための指針」が引用されているので、これを引用して示唆する。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
66	37	15.1.5	35	15.1.5	認証農場	点検作業もマニュアル化しなければダメなのか？	削除	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。③全体を削除する。 ※事故の発生しやすい機械については15.1.2で特定され、その防止対策は15.1.3に文書化されている。この対策には当然機械の点検方法（ポイント）も盛り込まれているはずでありマニュアルは既に要求していることになる。それを15.1.5で作業者に周知し実行させているので、15.1.5③はそれらに含まれ、新たに切り出す必要はないと考える。
67	37	15.1.7	36	15.1.7	認証農場	取扱い説明書を保持していることが目的ではなく、正しく操作して事故が無いようにすることが目的ではないのか。	機械・設備の取扱は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で無理なく適切に実施している。	【技術委員会の判断：修正必要】 ”機械・設備の取扱は、機械・設備メーカーの説明や取扱説明書に規定された方法で実施している。”とする。
68	37	15.1.7	36	15.1.7	認証農場	すぐに取り出せるところに保管ということで、工場の配電盤の中に入れ異物混入につながる恐れがある。	機械設備の取扱説明書は内容を理解し保管している。	【技術委員会の判断：修正必要】 No.67の提案通り修正する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
69	40	E 3.1.3	38	E 3.1.3	会員	記録より現場での識別管理が先ではないか。	①と②を逆にする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
70	40	E 3.2.8	38	E 3.2.7	会員	荒茶ロットから仕上げ茶ロットをたどれなくてもいいのか、トレースフォワード		【原案どおり】 E 3.2.6で出荷記録に仕上茶ロットを記録させ、E 3.2.7でその仕上茶ロットの製造記録に使用した荒茶ロットを記録させてつながりを持たせているのでトレースフォワードも自動的に可能となる。
71	40	E 3.2.9	39	E 3.2.8	会員	妥当であるとは何が妥当であるのか目的が今一つ不明確。また、他の農場からJGAP荒茶・仕上茶を仕入れて製造・販売することは許されないことを明確にすべき。	以下のように全面修正 ①JGAP認証農場で生産された仕上茶は、すべて自分のJGAP認証農場で生産された荒茶を原料として製造されていることを証明できる。 ②JGAP認証農場で生産された仕上茶として販売された仕上茶の販売量が妥当であることを証明できる。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
72	41	E 3.3.14	－	－	認証農場	HACCPではないので、ここまで要求するのはどうか？NB品でも商品仕様書があるかどうか？	「顧客が求める場合」の語句を追加するか、削除	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり削除する。商品の仕様については、3.3.1商品管理の責任者が責任を持って管理しているということでよしとする。
73	41	E 3.3.14 E 3.3.16	39	E 3.3.10	審査員/認証農場	「商品の仕様書」について、食品安全に関する情報の把握とその確認は必要ですが、顧客の要求への対応に関しては、GAPで要求するところではないでしょう。また、審査の対象にはなりません。ここでの“要求”とは、何を指しているのでしょうか？形状、色、香気などは、GAPの要求するところですか？		E 3.3.14についてはNo.72と同様 E 3.3.10については、食品安全に絞り異味異臭の官能検査と、金属等の異物混入の確認とする。 ※表示や重量は3.3商品管理に既にあるため削除。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
74	41	E 3.3.16	39	E 3.3.10	認証農場	小さな農場では検査機器等を揃えられない。		【技術委員会の判断：原案のまま】 検査機器を使用しない方法もあるはず。例えば、少量であれば目視で異物を確認する方法もある。金属探知機が必ず必要と要求している訳ではない。タイミングは規定していないので包装前の茶でもよい。
75	41	E 3.3.16	39	E 3.3.10	普及員	異味異臭がしたのでは商品にならないのではないか。		【技術委員会の判断：原案のまま】 それを検査するのであるから問題ない。
76	41	E 3.3.17	39	E 3.3.11	会員	①の残留農薬検査の要否の判断が難しい。しかも管理点のレベルが努力であり、要であれば必然的に必須ではないか？	3.3.7の荒茶での残留農薬検査を実施しなかった場合と限定して、レベルを努力から必須にする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
77	41	E 3.3.18	39	E 3.3.12	会員	①の放射性物質の検査の要否の判断が難しい。しかも管理点のレベルが努力であり、要であれば必然的に必須ではないか？	3.3.4の荒茶での安全性の説明が出来なかった場合と限定して、レベルを努力から必須にする。	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。

No.	頁	パブコメ版項目番号	頁	正式版項目番号	提案者	問題点・疑問点	改正提案	対応
78	42	E 3.3.19	39	E 3.3.13	審査員	一般生菌数3,000以下/グラムは、加工用茶葉に要求されている厚生労働省の基準ですか？清涼飲料の基準からこの数値を持ってきているとすれば、これは個別の顧客要求事項ではないでしょうか？清涼飲料は、製造工程の中で殺菌を行います。もしそうであれば、この要求は必要は無いでしょう。		【①②は原案どおり】 ※示した基準は粉末清涼飲料を引用しており、茶に基準がある訳ではない。技術委員会では、茶として飲用する分には微生物危害は考慮する必要ないが、他の食品の原料（アイスクリーム、ケーキ等）の原料に使用する場合に、茶に残存する病原性微生物が増殖するおそれがあるため、“加工用原料として･･･”と用途を限定して基準を設けるべきとなった。 【③検査機関の条件については削除】･･･茶商でも自社で実施しているケースが多いため。
79	42	E 3.3.19	39	E 3.3.13	認証農場	抹茶や粉末茶については、法律上の明確な取り決めはない。粉末清涼飲料の規格を適用させているところもあるが、抹茶としての科学的根拠というわけでもないので、GAPでここまで言及すべきか。E3.3.14で仕様書を作成するのであれば、そこで必要であれば規格を決めればよいのでは。また、自社での検査ではなぜダメなのか。	「顧客が求める場合は、製品の微生物検査を実施し、安全を確認している。」とするか、項目削除。	
80	42	E 3.3.20	40	E 3.3.14	会員	不適合の製品が合格品に混入してはいけないので、レベルを必須とすべき	重要　→　必須にする	【技術委員会の判断：修正必要】 提案どおり修正する。
81		全般		全般	審査員	審査時間に付いて　審査項目が大変多くなっています．一つのチェック項目に複数の審査項目が有ります．いたずらに審査時間を長くすると審査を受けられる生産者の負担が大きくなる為に、なるべく効率よく的確に審査できるようにしていただきたく思います．		【技術委員会の判断：修正必要】 E3.3.14「商品の仕様」を削除したり、E3.3.16「商品の検査」を安全に絞って簡便にしたなど　随所で見直している。